

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険税に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小金井市は、国民健康保険税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都小金井市長

公表日

令和6年7月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税に関する事務
②事務の概要	<p>当該事務は、国民健康保険法、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務である。本市においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none">1 保険税の賦課に関すること2 他の行政機関への所得情報の照会に関すること3 他の行政機関からの照会に対する回答に関すること4 年金保険者からの特別徴収対象者の通知に関すること5 年金保険者に対する特別徴収対象者の税額通知に関すること6 その他保険税の賦課に関すること7 保険税の徴収に関すること8 保険税の催促及び滞納処分に関すること9 保険税の納付勧奨に関すること10 保険税の口座振替に関すること11 その他保険税の徴収に関すること
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none">1 国民健康保険税システム2 収納管理システム3 中間サーバー4 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)	国民健康保険税賦課情報ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none">1 番号法第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び別表2 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)に規定される地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例及び国民健康保険法第76条等3 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号)に規定される地方税法第703条の4等 (情報照会) 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号)に規定される地方税法第703条の4等	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	市民部保険年金課 市民部納税課	
②所属長の役職名	市民部保険年金課長 市民部納税課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	小金井市総務部総務課情報公開係 小金井市本町六丁目6番3号 042-387-9926	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	小金井市市民部保険年金課国民健康保険係 小金井市本町六丁目6番3号 042-387-9832	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月27日	I 関連情報 1 特定個人情報を取扱う事務 ③ システムの名称	国民健康保険税システム、収納管理システム	1 国民健康保険税システム 2 収納管理システム 3 中間サーバー	事後	
平成28年5月27日	I 関連情報 3 個人番号の利用法令条の根拠	1 番号法第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び別表第一 項番16、項番30 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) (1) 第16条に規定される地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例 (2) 第24条第6号に規定される国民健康保険法第76条等	1 番号法第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び別表第一 項番16、項番30 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) (1) 第16条に規定される地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例 (2) 第24条第6号に規定される国民健康保険法第76条等 3 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条	事後	小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例制定に伴う追記
平成28年5月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民部保険年金課	市民部保険年金課 市民部納税課	事後	
平成28年5月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民部保険年金課長 本木 直明	市民部保険年金課長 本木 直明 市民部納税課長 上石 記彦	事後	
平成28年5月27日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	小金井市市民部保険年金課国保税係	小金井市市民部保険年金課国民健康保険係	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月27日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人が(いつ時点の計数か)	平成26年12月1日時点	平成27年12月1日時点	事後	
平成28年5月27日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	平成26年12月1日時点	平成27年12月1日時点	事後	
平成29年4月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人が(いつ時点の計数か)	平成27年12月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	
平成29年4月28日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	平成27年12月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	
平成29年4月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民部保険年金課長 本木 直明 市民部納税課長 上石 記彦	市民部保険年金課長 高橋 美月 市民部納税課長 上石 記彦	事後	
平成30年5月2日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人が(いつ時点の計数か)	平成28年12月1日時点	平成30年2月1日時点	事後	
平成30年5月2日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	平成28年12月1日時点	平成30年2月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月2日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民部保険年金課長 高橋 美月 市民部納税課長 上石 記彦	市民部保険年金課長 高橋 美月 市民部納税課長 吉田 亮二	事後	
令和1年6月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) 1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項番1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、46、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120	(情報提供) 1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項番1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、46、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116及び119	事後	
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民部保険年金課長 高橋 美月 市民部納税課長 吉田 亮二	市民部保険年金課長 市民部納税課長	事後	
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	平成30年2月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	平成30年2月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	—	基礎項目評価書	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用権限のないもの(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 8. 監査	—	自己点検、内部監査	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	—	十分に行っている	事後	
令和2年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) 1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項番1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、46、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116及び119	(情報提供) 1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項番1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、46、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120	事後	
令和2年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	平成31年3月31日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	平成31年3月31日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年6月29日	I 関連情報 1 特定個人情報を取扱う事務 ③ システムの名称	1 国民健康保険資格・給付システム 2 中間サーバー 3 次期国保総合システム及び国保集約システム 4 医療保険者等向け中間サーバー	1 国民健康保険資格・給付システム 2 中間サーバー 3 次期国保総合システム及び国保集約システム 4 医療保険者等向け中間サーバー 5 団体内統合宛名システム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) 1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項番1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、46、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第26条、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第44条、第45条、第47条、第49条、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条 に規定される地方税法第703条の4等 (情報照会) 1 番号法第19条第7号及び別表第二 項番27、42、44及び45 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1) 第20条	(情報提供) 1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項番1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、46、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第26条、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第44条、第45条、第47条、第49条、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条 に規定される地方税法第703条の4等 (情報照会) 1 番号法第19条第8号及び別表第二 項番27、42、44及び45 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1) 第20条	事後	
令和3年6月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月29日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年6月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年6月28日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年6月27日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年6月27日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年6月27日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年6月27日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月27日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令条の根拠	1 番号法第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び別表第一 項番16、項番30 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) (1) 第16条に規定される地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例 (2) 第24条第6号に規定される国民健康保険法第76条等 3 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条	1 番号法第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び別表 項番24、項番44 2 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)に規定される地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例及び国民健康保険法第76条等 3 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>(情報提供)</p> <p>1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項番1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、46、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120</p> <p>2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第26条、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第44条、第45条、第47条、第49条、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条 に規定される地方税法第703条の4等</p> <p>(情報照会)</p> <p>1 番号法第19条第8号及び別表第二 項番27、42、44及び45</p> <p>2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1) 第20条 (2) 第25条 (3) 第26条 に規定される地方税法第703条の4等</p>	<p>(情報提供)</p> <p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号)に規定される地方税法第703条の4等</p> <p>(情報照会)</p> <p>番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号)に規定される地方税法第703条の4等</p>	事後	

